２０２４年８月２６日

大阪府三島府税事務所

所長　野口　裕史　様

大阪府職員労働組合府税支部

三島分会　分会長　山﨑峰人

**２０２４年度職場環境整備等に関する要求書**

１．分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。

所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。

２．全ての税務職場で均一な労働条件を保障するため、恒常的残業が発生する不動産取得税課については、定数増・二課体制に戻す等の適切な措置を講じること。

３．労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守すること。

４．全職員の生活改善と中堅以上の職員のモチベーション向上につながる給与・一時金の引き上げを行うこと。

５．税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。

６．労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回すること。

７．非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うこと。（企画厚生課等関係機関に働きかけること。）

８．同一労働・同一賃金の原則から、再任用職員の賃金・労働条件等を改善すること。とりわけ、一時金支給月数や扶養手当等、諸手当の支給水準を再任用以外の職員と同等とすること。

９．勤務時間を拘束８時間とすること。

１０．「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

１１．「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。

１２．台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。

１３．職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

１４．情報機器作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、情報機器作業従事職員特別健康診断の充実と全員受診体制を確立すること。

１５．セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど、職場におけるハラスメントを防止するため、所属として適切な措置をとること。

１６．熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。超過勤務が増加している現状、「フレックスタイム制度」により通常勤務時間帯以外も正規勤務時間になることを踏まえ、スポットクーラー、電気暖房機器等の局所空調機器を整備すること。

職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息が取れるよう徹底すること。

１７．床上のモール等による配線は転倒などの危険があるため、該当する執務室についてはＯＡフロアにするなど安全に配慮すること。

１８.ＳＮＳなどでの誹謗中傷が社会問題化する中、名札については苗字（平仮名）のみの表記とし、個人情報が特定されないようにすること。

◆要望事項

あわせて、以下の通り要望します。

１．職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。

２．職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください。

３．税務業務の民間委託は、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。

きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。

また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。

４．業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく業務量を無視した人員削減が続けられてきました。このことは職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。

業務量の根拠なく削減した人員を回復するとともに、納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承のために、必要な人員を配置してください。

５．業務に関わる以下の事項について改善を求めます。

①　電話機を保留・ナンバーディスプレイ機能及び着信履歴表示機能を完備した電話機に更新すること。ウイルス等感染防止の観点から一人一台とすること。

②　書庫スペースが不足しているため、可動書架の設置など保管容量を抜本的に増やすこと。

③　備品、事務用品、消耗品については、整備充実すること。

④　誰もが自力で出入りできるよう、事務所入り口を自動ドアとすること。

６．府民センタービルの建て替えを行うこと。また、建て替えまでの間、次の措置を講じること。

①　エレベーターを地下まで延長すること。もしくは、地下倉庫と同スペースを別に確保すること。

②　各執務室、倉庫、書庫を拡充すること。

③　休養室を換気のできる部屋とするとともに、備品（布団等）の衛生等管理を行うこと。

④　更衣室を執務室の近くに配置換えすること。

⑤　女子更衣室に洗面台を設置すること。

⑥　男子更衣室のカーペットを張り替えること。

⑦　便座クリーナー用ディスペンサーを設置すること。

７．府民センタービルの活用については、一方的に実施せず協議すること。